

3 雇用管理

男性の育児休業取得率は過去最高の2.65%——厚労省調査

厚生労働省は7月26日、「平成27年度雇用均等基本調査」を発表した。それによると、管理職に占める女性の割合は、課長相当職以上（役員含む）で11.9%となっており、2年前の調査（2013年度9.1%）より高くなっている。

調査は、男女の均等な取り扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に毎年実施。管理職への女性登用などを尋ねている企業調査と、育児休業などの利用状況などについて尋ねた事業所調査より成る。企業調査（常用労働者10人以上）は、調査対象数5,771企業のうち有効回答数が4,009企業（有効回答率69.5%）。事業所調査（常用労働者5人以上）は、調査対象数5,850事業所のうち、有効回答数3,958事業所（有効回答率67.7%）となっている。

企業調査

課長職以上の女性管理職が11.9%

今回調査では、隔年で調査している管理職への登用状況についても明らかとなった。それによると、課長相当職以上の管理職に占める女性割合（女性管理職割合）は11.9%（2013年度9.1%）で、前回調査に比べ2.8ポイント上昇している。係長相当職以上の女性管理職割合は12.8%（同10.8%）で、前回調査に比べ2.0ポイント上昇した（図表1）。

これを役職別に見ると、部長相当職では5.8%（同4.9%）、課長相当職では8.4%（同6.9%）、係長相当職では14.7%（同13.8%）となっており、

いずれも前回調査から上昇している。

規模別に見ると、概ね規模が大きくなるほど女性管理職割合が低い傾向が見られる。課長相当職以上の女性管理職割合では、5,000人以上規模で5.4%、1,000～4,999人規模で4.2%、300～999人規模で4.8%、100～299人規模で6.4%、30～99人規模で13.7%、10～29人規模で22.7%となっている。

課長相当職以上の女性管理職割合を産業別に見ると、医療、福祉（46.7%）、生活関連サービス業、娯楽業（28.0%）、宿泊業、飲食サービス業（25.1%）の順で高くなっている。

2014年10月1日から2015年9月30日の間に、新たに役職に就いた昇進者に占める女性割合（女性昇進者割合）について見ると、課長相当職以上では12.4%、係長相当職以上では15.8%となっていた。これを役職別に見ると、部長相当職では8.0%、課長相当職では12.1%、係長相当職では20.6%となっている。

課長相当職以上への女性昇進者割合

を産業別に見ると、医療、福祉（42.5%）、生活関連サービス業、娯楽業（29.9%）、教育、学習支援業（22.9%）の順で高くなっている。

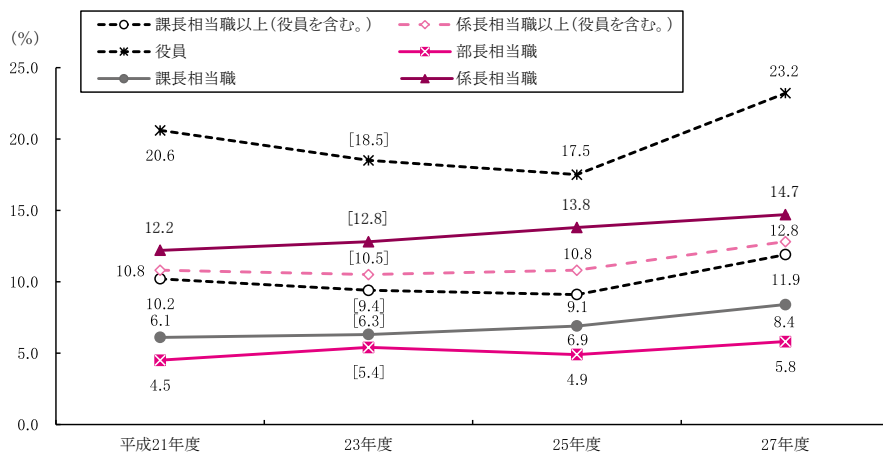
これを規模別に見ると、概ね規模が大きくなるほど、女性昇進者割合が低い傾向が見られる。課長相当職以上への女性昇進者割合は、5,000人以上規模で9.5%、1,000～4,999人規模で5.9%、300～999人規模で7.4%、100～299人規模で8.9%、30～99人規模で13.6%、10～29人規模で22.4%となっている。

事業所調査

女性の育児休業取得率は81.5%

事業所調査では、育児休業の利用状況が明らかとなった。まず、女性では、2013年10月1日から2014年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、2015年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出を含む）の割合は81.5%となった。

図表1 役職別女性管理職割合の推移（企業規模10人以上）



注：平成23年度の[]内の割合は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

前回調査（2014年度86.6%）より5.1ポイント低下している。また、有期契約労働者の育児休業取得率は73.4%で、前回調査（同75.5%）より2.1ポイント低下した。

一方、男性について見ると、同時期に配偶者が出産した男性のうち、2015年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出を含む）の割合は2.65%で、前回調査（同2.30%）より0.35ポイント上昇している。男性の育児休業取得者割合は、1996年度に初めて調査して以来、過去最高となった（図表2）。また、男性の有期契約労働者の育児休業取得率は4.05%で、前回調査（同2.13%）より1.92ポイント上昇している。

なお、2013年10月1日から2014年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性について、世帯の状況を見ると、専業主婦世帯の夫の割合は51.6%だった。専業主婦世帯の夫のうち育児休業を取得した人の割合は2.22%となっていた。

調査では、育児休業終了後の復職状況についても調べている。それによれば、2014年4月1日から2015年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した者の割合は92.8%（2012年度89.8%）、退職した者の割合は7.2%（同10.2%）であった。一方、男性は、復職した者の割合は99.9%（同99.6%）、退職した者の割合は0.1%（同0.4%）となっている。

次に、育児休業の取得期間について見ると、2013年4月1日から2014年3月31日までの1年間に育

児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10カ月～12カ月未満」が31.1%（2012年度33.8%）と最も高く、次いで「12カ月～18カ月未満」27.6%（同22.4%）、「8カ月～10カ月未満」12.7%（同13.7%）の順となっている。

一方、男性は「5日未満」が56.9%（2012年度41.3%）と最も高く、1カ月未満が8割を超えている（図表3）。

「パパ・ママ育休プラス」の利用者割合は女性1.9%、男性3.0%

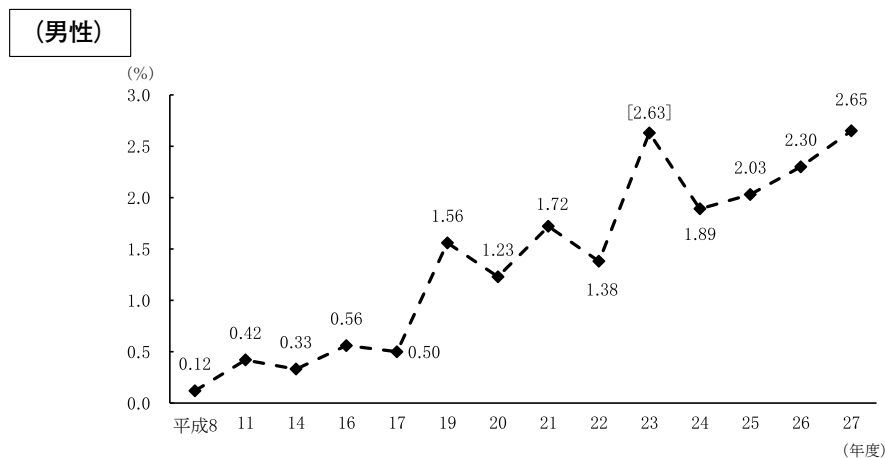
今回調査では、パパ・ママ育休プラスの利用状況も明らかとなった。「パパ・ママ育休プラス」とは、両親がともに育児休業を取得する場合に、育児休業の対象となる子の年齢について、「原則1歳まで」となるところを「原則1歳2カ月まで」に延長する制度のこと。

それによれば、2014年4月1日から2015年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性労働者がいた事業所のうち、「パパ・ママ育休プラス」を利用して1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者がいた事業所の割合は2.9%だった。また、女性の復職者のうち、「パパ・ママ育休プラス」の利用者割合は1.9%となっている。

一方、同時期に育児休業を終了し、復職した男性労働者がいた事業所のうち、「パパ・ママ育休プラス」を利用して1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者がいた事業所の割合は5.1%だった。また、男性の復職者のうち、「パパ・ママ育休プラス」の利用者割合は3.0%となっている。

（調査・解析部）

図表2 育児休業取得率の推移



図表3 取得期間別育児休業後復職者割合

	育児休業後復職者計	5日未満	5日～2週間未満	2週間～1カ月未満	1カ月～3カ月未満	3カ月～6カ月未満	6カ月～8カ月未満	8カ月～10カ月未満	10カ月～12カ月未満	12カ月～18カ月未満	18カ月～24カ月未満	24カ月～36カ月未満	36カ月以上	不明
女性	平成24年度	100.0	0.3	0.9	1.6	4.8	6.9	8.2	13.7	33.8	22.4	4.9	1.6	0.7
	平成27年度	100.0	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
男性	平成24年度	100.0	41.3	19.4	14.8	17.9	2.2	1.4	0.4	2.1	0.3	0.2	—	—
	平成27年度	100.0	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	—	—

注：「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。